

第3回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事録

1 日時

令和3年2月18日（木） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県自治研修所 講堂

3 出席者

構成団体 15 団体

【出席構成団体】（順不同）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、一般社団法人中部経済連合会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、愛知県町村会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県

4 議事

- (1) あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について〔愛知県〕
- (2) 特定技能外国人の受入れ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）及びコロナ禍における外国人材の受入れに係る特例等について〔名古屋出入国在留管理局〕
- (3) 愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について〔愛知県〕
- (4) 構成団体からの情報提供等
- (5) 質疑応答

5 発言内容

（愛知県政策企画局 野村局長）

それでは、定刻より少し早うございますが、皆様、お揃いになりましたので、ただいまから「第3回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます、愛知県政策企画局長の野村です。どうぞよろしくお願ひします。はじめに、愛知県の大村知事からご挨拶申し上げます。

(愛知県 大村知事)

はい、皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は、「第3回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきましたところ、お忙しい中、構成団体の皆様にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この会は、ご案内のように、名古屋出入国在留管理局様はじめ、国の関係の機関の皆様、そして経済界、労働界、また、市長会、町村会、経済関係の方、行政の方、国際関係・日本語教育に携わっている皆様など、網羅的にご案内をさせていただいて、組織をさせていただいております。どうか、また、引き続き宜しく願いいたします。

今、経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、そうした中で、労働需給を取り巻く構造的な問題がある中で、経済・産業の支え手として中長期的には外国人材の受入れは、さらに増加をしていくということだと思っております。

現在、愛知県には、約17万人の外国人材の方々が働いており、東京都に次いで全国で2番目に多い数となっております。そして、27万人を超える在留外国人の方々が生活しています。

毎年着実に増えてきているのですが、この新型コロナウイルス感染症の影響で、足下では外国人の入国がストップをしているのはご案内のとおりでございますが、これからワクチン接種も始まりますので、そうした形で新型コロナウイルス感染症を克服した上で、また、外国人材の皆さんとの共生を進めていくという、愛知をしっかりと作っていきたいと思っております。

特に、労働者としてだけでなく、生活者として地域に定着していただくということで進めていければと思っております。

2019年には、「特定技能」による外国人材の受入れということも始まりました。今は、新型コロナウイルス感染症の影響で中々進んでおりませんが、今後、制度の運用が順調に進めば、愛知県は、日本一の産業県でありますので、また、そういう方も多く入って来られるのではないかと思います。

そして、愛知県に居住し、就労する外国人の方々が不安なく、地域社会に定着していただけるよう、環境の整備を進めていきたいと思っております。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴う社会経済の情勢の変化は、この地域で暮らす外国人の方々の雇用・生活にも大きな影響を与えております。

私ども愛知県では、感染拡大防止の観点から、地域で暮らす外国人の方々に対する多言語での情報発信や啓発活動に積極的に取り組んでおりまして、

Web ページや感染拡大防止の啓発リーフレットなどを活用するなど、外国人県民の皆様の支援にも取り組んでまいりました。

また、国におきましては、実習先を失った技能実習生に対しまして、在留資格の変更の特例措置を速やかに講じるなど、様々な目配りをして頂いております。

今後も、外国人の方々の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育、この3つを大きな柱として、さらに充実をさせていきたいという風に思っております。

このうち、日本語教育につきましては、関係する施策を総合的・体系的に進めるため、昨年4月に開設した「あいち地域日本語教育推進センター」を私ども愛知県は設置をいたしまして、また引き続きこれを運営していきたいと思っております。そして新年度、2021年度は、新たに「地域日本語教育の総合的な推進計画」を作るということで、また進めていきたいと思っております。

こうした取組が十分に効果を発揮するためには、今日お越しを頂きました皆様との情報共有、そして有機的な連携が不可欠であります。

この協議会を通じまして、最新の情報を共有し、関係者間の連携を図ることで、愛知県で就労する外国人の方々が、そして、またそのご家族の方が、不安なく生活をし、地域社会に定着していただけるような環境の整備をしっかりと進めていきたいと思っております。

引き続き、外国人材の適正な受入れと多文化共生社会の実現に向けまして、本日もご参集いただきました皆様のご支援、ご尽力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうか、宜しく願いいたします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、名古屋出入国在留管理局佐野局長からご挨拶いただきたいと思います。佐野局長よろしく申し上げます。

(名古屋出入国在留管理局 佐野局長)

只今、御紹介頂きました、名古屋出入国在留管理局の佐野でございます。

本日は、大村知事に御一緒して、本「第3回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」に出席できることを、光栄に存じます。

関係省庁・関係機関・関係団体の皆様方には、御多忙中のところ、本協議会へ御出席を賜り、誠にありがとうございます。さらに、愛知県庁の皆様方には、本協議会開催にあたり、準備に御尽力いただき、感謝申し上げます。

本協議会開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

昨年2月の第2回協議会以降、この1年間、各方面におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に、誠心誠意取り組まれてきた、と承知しております。入国拒否対象地域の指定をはじめ、水際対策が開始され、外国人の新規入国者数は大幅に減少、国境を跨いだ人の往来は制限されました。これに伴い、留学生や技能実習生をはじめ、在留外国人の多くが、帰国できずに留め置かれ、生活に困窮するケースが報告されています。

今回のコロナ禍や、災害に限らず、雇用面、あるいは生活面などにおいて、在留外国人が、必要な情報にたどり着けず、弱者となることも決して少なくはない、と認識しています。在留外国人への情報発信強化が重要です。この点、情報提供・情報交換の場としての本協議会が、継続して開催されていることについては、大変心強く存じます。

目下、緊急事態宣言は、依然として継続しています。国境を跨いだ人の往来が、以前同様に活発になるまでには、もう少し時間が掛かるでしょう。しかし、そういった状況であるからこそ、今後とも益々の増加が見込まれる在留外国人の方々、この方々を適正に受け入れる環境が整うよう、必要な施策を講じていくことが肝要、と考えます。

愛知県におかれては、大村知事のイニシアチブにより、コロナ禍においても、直面する課題に真摯に向き合い、引き続き、外国人材の受入れ・共生のための取組を実践されている、と承知しております。この点、改めて敬意を表します。

政府においては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を、昨年7月に改訂し、各施策に取り組んでいるところです。

この総合的対応策は、これまでに2度改訂されていますが、策定からこれまで変わらず、何よりも第一、として掲げられているのは、各地域における皆様方の御関心や御懸念に耳を傾けることです。

私自身も、先般、外国人住民比率が高い集住都市である、小牧市の山下史守朗市長や、豊橋市の浅井由崇市長にお会いし、両市長から、様々な御意見・お考えを伺いました。両自治体とも、各々の管轄地域において、日本人・外国人の双方の住民の皆様が、双方にとって少しでも住み良い社会を実現すべく、可能な限り御尽力されていることにつき、改めて理解を深めたところです。

昨年のお前回協議会の席でもお話ししましたが、名古屋出入国在留管理局の管轄する東海・北陸地域の計7県には、12万人以上のブラジルの方が暮らしています。愛知県に限っても6万人を超えています。これは、全国的に

見ても、この地域に特有な事情です。全国に暮らすブラジル人は、およそ 21 万人。管轄 7 県では約 6 割、愛知県に限ってもおよそ 3 割が、この地域に集中していることとなります。在留外国人の比率という点で見ても、全国的には中国人、韓国人、ベトナム人、フィリピン人の順となりますが、この地域では、第一位はブラジル人です。

ブラジルは、日本全国にある 3 総領事館のうち 2 館を、名古屋及び浜松に置いています。そしてこの 2 館における現在の総領事はいずれも「大使」の称号を有しています。このように、ブラジル自身も、この地域に重きを置いています。私自身、先般、在名古屋ブラジル総領事館のベタンクール総領事にお会いし、相互協力の具体的方途をはじめ、様々なお話をしました。やはり、鍵は言語、と認識しています。愛知県における具体的施策を、あれこれ検討するにあたっては、やはり、この辺の事情を考慮しないわけにはいかない、と思います。こうした点については、先日お会いした山下小牧市長、浅井豊橋市長ともお話ししました。

出入国在留管理庁では、愛知県、名古屋市をはじめ、関係機関の皆様と連携・協力して、在留外国人支援を充実・強化していくため、今後とも受入環境調整担当官の増員等、体制強化を予定しています。迅速かつ適時適切な対応に、より一層努めてまいりたい、と考えております。

そのためにも、同じ話の繰り返しで恐縮ではございますが、やはり、総合的対応策にあるとおり、引き続き、皆様方からも忌憚のない御意見をお伺いすることに、重きを置いてまいりたい、このように考えております。

以上を申し上げ、私からの挨拶と致します。御清聴ありがとうございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。

ここで、大村知事と佐野名古屋出入国在留管理局長様は、次の公務があるため退席させていただきます。

本日の出席者でございますが、東海北陸厚生局様、愛知県商工会議所連合会様、名古屋市様、愛知県市長会様にご欠席となっており、事務局の愛知県を含め 15 団体からご出席いただいております。出席者の紹介については、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、本日配付しております資料を会議次第にしたがって、ご確認いただきたいと存じます。もしご不足等ございましたら、お知らせいただけたらと思います。よろしいでしょうか。本日でございますが、各議題

への理解を深めていただくとともに、お寄せ頂いた様々な情報を皆様方の施策や事業へ十分に生かさせていただけるよう、各議題についてご発表いただいた後、最後にまとめて質疑応答の時間を設けさせていただきます。宜しくお願いたします。それでは、これより議事に入りたいと存じます。

議事（１）の「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」でございます。事務局からご説明申し上げます。

（愛知県政策企画局企画調整部企画課 富安課長）

議事（１）「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」、資料１、A４横使いの資料でございます、そちらによりご説明いたしたいと存じます。

資料１の１ページ目に労働環境ワーキンググループ、生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループ、それぞれのワーキンググループの今年度の開催実績について、記載してございます。また、裏面の２ページ目以降には、昨年度までの開催実績を記載してございます。

各ワーキンググループの活動状況の説明につきましては、それぞれのワーキンググループ事務局からご説明申し上げたいと存じます。

（愛知県労働局就業促進課 羽田野課長）

労働環境ワーキンググループの事務局を務める就業促進課長の羽田野でございます。

私からは、労働環境ワーキンググループの今年度の活動状況について、ご説明いたします。この資料１にありますように、今年度は会議を２回開催し、ワーキンググループ設置から通算で５回開催ということになりました。

今年度の第１回となる第４回会議は、２０２０年１０月２８日に開催し、技能実習生の就労継続に係る困難事由届けの提出状況など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における外国人材を取り巻く就労環境等の現状や課題を共有いたしました。また、特定技能評価試験等の実施状況や特定技能外国人の受入れ状況についての情報も共有いたしました。さらに、在留外国人向けの就労相談窓口の設置状況や相談内容等についての情報を共有するとともに、オンラインを活用した支援策についての共有を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における課題について認識を共有いたしました。

今年度２回目となる第５回会議は、２月５日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催といたしました。現在、書面開催の資料配付に併せて、ワーキンググループの構成団体に對

し、次回以降のワーキンググループに対する意見等をいただくようお願いしているところでもあります。

私からは、以上でございます。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 東松室長)

生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの事務局を務めます、愛知県多文化共生推進室長の東松でございます。

それでは、私から、まず、生活環境ワーキンググループの活動状況につきまして、ご説明させていただきます。生活環境ワーキンググループにつきましては、昨年10月19日に第4回と、今年の1月20日に第5回のワーキンググループを、計2回開催いたしました。いずれの回も、愛知県や名古屋出入国在留管理局様を始め、各構成団体における生活環境の整備に関する取組につきまして、御報告をいただき、情報共有を図るとともに、意見交換を行っております。

第4回のワーキンググループにおきましては、「コロナ禍における外国人支援」について、特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海の土井佳彦代表理事から基調報告をいただきまして、コロナ禍において、帰国が困難となっている在留外国人の現状や、支援団体による生活支援の実施状況、また、在留外国人への情報発信のあり方等につきまして、情報共有をいたしました。また、豊橋市様からは、コロナ禍により失業した外国人市民を対象とした「緊急アルバイト雇用」の取組につきまして御紹介いただき、市の職員が外国人市民と一緒に働くことにより、多文化共生社会実現に向けた意識改革にも繋がったとの御報告をいただきました。

先月開催いたしました第5回のワーキンググループでは、外国人高齢者が安心して老後の生活を送ることができるよう、今年度、本県が実施しております「外国人高齢者支援事業」の取組につきまして御報告させていただきました。この事業で本県が作成いたしました、介護・福祉サービスに携わっていらっしゃる方々向けの「理解促進リーフレット」と、外国人高齢者向けの「制度説明リーフレット」の2種類のリーフレットにつきましてご紹介させていただくとともに、外国人高齢者の支援につきまして、関係団体等が連携して取り組んでいくことの必要性につきまして、情報共有をいたしました。

今後も、ワーキンググループの構成成団体間での連携を深めまして、生活環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの活動状況についてご説明させていただきます。このワーキンググループでは、生活環境ワーキンググループと、構成団体がほぼ同じであることから、2つのワーキンググ

ループを同じ日に開催しております。

生活環境ワーキンググループと同様に、毎回、愛知県や名古屋出入国在留管理局様を始め、各構成団体における日本語学習・日本語教育の取組につきまして情報交換や意見交換を行っております。

第4回ワーキンググループでは、4月に、愛知県多文化共生推進室内に開設いたしました「あいち地域日本語教育推進センター」につきまして、御紹介させていただくとともに、今年度、新規事業として取り組んでおります「地域日本語教育コーディネーター派遣事業」を始め、当センターの取組状況につきまして御報告いたしました。

第5回ワーキンググループでは、愛知淑徳大学非常勤講師の松本一子先生に「外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題」と題して基調報告を行っていただきまして、文化的・言語的に、多様な背景を持つ外国ルーツの子どもたちが抱えることばの問題と、子どもたちに対する継続的な支援の必要性につきまして、情報や課題の共有を行いました。また、愛知県教育委員会からは、「若者・外国人未来塾」につきまして、名古屋市、豊橋市、豊田市の県内3地域で、日本語が十分でないため希望の進路実現が困難な外国人を対象に、「読み」「書き」を中心とした日本語学習支援を実施していることについて説明をいたしまして、情報共有を図りました。

今後も、ワーキンググループでの情報交換を継続していくとともに、構成団体間での連携を深め、日本語学習・日本語教育の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(2)の「特定技能外国人の受入れ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)及びコロナ禍における外国人材の受入れに係る特例等について」でございます。事務局からご説明をお願いします。

(名古屋出入国在留管理局審査管理部門受入環境調整担当 川上統括審査官)

皆さんこんにちは。名古屋出入国在留管理局審査管理部門受入環境調整担当の統括審査官をしております川上でございます。

私からは、特定技能制度の運用状況と令和2年7月に改訂されました外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策などにつきまして御説明させていただきます。

配付資料2-1をご覧ください。

これは、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の令和2年7月改訂版の概要をお示ししたものです。

平成30年12月25日に、策定されて以降、2度目の改訂となっております。これまでの関連施策の実施状況を踏まえまして、現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いながら、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えまして、必要な外国人材を円滑かつ適正に受け入れられるよう、引き続き外国人材の受入環境を更に充実・推進する観点から、令和2年7月14日に191の施策が盛り込まれて改訂されたものでございます。

続きまして、配付資料2-2に沿ってご説明いたします。

まず、特定技能制度の運用状況について御紹介させていただきます。

配付資料中ですと、本年2月2日時点での公開情報を載せておりますけれども、本年2月12日に出入国在留管理庁本庁が令和2年12月末現在の特定技能在留外国人統計を公表したところでございますので、そちらをご紹介させていただきますと、これによりますと、令和2年12月末現在の特定技能在留外国人は全国で1万5,663人、愛知県にはそのうち1,250人が住んでいるということになってございます。

名古屋入管独自で集計しました1月29日現在の統計数値を見ますと、これがまた増えまして、1,600人を超えているところでございます。資料1枚めくっていただきまして、下のスライドになりますが、特定技能制度運用状況③には、令和2年11月末現在の試験等実施状況をお示ししております。これも、令和3年2月12日現在の直近データによりますと、全特定産業分野の技能試験の合格者数の合計は、34,893人となっております、3万4千人を超えたところでございます。

特定技能在留外国人の受入れ状況等につきましては、以上になります。

また、1枚、資料をめくっていただきまして、先ほどご説明いたしました総合的対応策令和2年7月改訂版の進捗状況について御説明させていただきます。

全施策に関します進捗状況につきましては、令和3年1月現在として、御覧の首相官邸ホームページにあります令和3年1月29日開催の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の配付資料として掲載されておりますほか、出入国在留管理庁ホームページにおいても掲載されております。

現在、新たな動きといたしましては、この令和3年1月29日に開かれた「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」におきまして、この関係閣僚会議の下に、総合的対応策の改訂等に限定するということではなく、本年6月をめどに、外国人との共生の在り方やその実現に取り組むべき重要な事項、中長期的な課題について調査し意見を取りまとめる「外国人との共生社会の実現

のための有識者会議」を開催することが決定されております。

総合的対応策の進捗状況としましては、まず総合的対応策施策番号1におきまして、「共生施策に係る意見を多言語で受け付ける『御意見箱』を設けることとされておりましたので、より広く外国人個人からも御意見を頂戴することを目的として、出入国在留管理庁ホームページに、日本語を含む15言語で受け付けるWebページが設置されたところであります。

また、総合的対応策には、特定技能制度の活用促進が盛り込まれておりますので、令和2年度中に、全国で特定技能での就労を希望する外国籍の方と特定技能外国人の雇用を希望する企業とのマッチングイベントが各地で2回ずつ開催されることになっておりまして、愛知県では第1回が昨年12月3日に開催され、第2回として本年2月21日（日）に予定されているということでございます。

また、2020年9月23日から、特定技能に特化した「特定技能総合支援コールセンター」が設けられておりまして、日本語のほかに13言語で申請書の書き方から試験情報等の問合せに対応しています。

さらに、コールセンターだけでなく、特定技能に特化したポータルサイト「特定技能総合支援サイト」が昨年9月30日に開設されておりまして、ここでは先ほどご説明したマッチングイベントへの参加登録のほか、特定技能制度の説明やイベント日程、試験情報等を多言語で提供しています。

一枚めくっていただきまして、次のスライドをご覧ください。

2019年6月にその構想が持ち上がりまして、昨年7月に、「外国人在留支援センター」がオープンしております。通称、フレスクと言いますけれども、このフレスクは、在留外国人を支援する政府の窓口が一か所に集まって、外国人からの相談対応であったり、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行う国の施設ということでございます。

このフロアガイドのとおり、4省庁8機関が入居しておりまして、それぞれ相談窓口を置いています。

各入居機関が1か所に集まった強みを生かして、積極的に連携を図って外国人の支援に当たっています。

下の写真をご覧ください。こちらの写真が、フレスクの内観です。

壁がないワンフロアに複数の機関が入っており、連携しやすいような作りとなっております。

左下の点線で囲まれた写真2枚は、主に使用している個室タイプの相談室となっております。ここには通訳用の3者通話機が置いてあります。

右下の緑色の椅子が写っている写真は、個室タイプの相談室が埋まってる

場合に利用している相談ブースです。

いずれの相談スペースにも、アクリル板を設置されておりまして、飛沫感染対策をしております。

一枚めくっていただきまして、次のスライドをご覧ください。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響で困っている外国人のために、昨年9月1日からフレスクに無料の電話相談ができる「フレスクヘルプデスク」が開設されております。

フリーダイヤルの4回線を使って、入管職員が電話相談に14言語で対応するというものでございます。

この電話相談においても、当局では対応し切れない相談があれば、他の入居機関と一緒に対応してもらおうなどの連携を図っているところであります。

下のスライドをご覧ください。

総合的対応策には、在留外国人が行政・生活情報を理解しやすくするため、在留外国人に向けた「生活・就労ガイドブック」の製作も施策として盛り込まれております。

「生活・就労ガイドブック」については、現在、日本語、「やさしい日本語」のほか、御覧の13言語版を作って出入国在留管理庁ホームページ上で公開されているという状況でございます。

一枚めくっていただきまして、次のスライドをご覧ください。

在留カードにつきましても、日本に中長期間滞在することができる者であると証明する証明書の性格を有しておりますが、そのカード券面を精巧に偽造したものが出回るなどしていることから、雇用をするにあたって、不法就労などにならないよう、雇用主の方において確認ができるような方策が何か無いかということで、カードに埋め込まれたICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認することができる「在留カード等読取アプリケーション」が開発されておりまして、2020年12月25日から無料配布が開始されております。外国人を雇用する事業者様の適切な採用に資するものでございます。

最後のスライドになりますけれども、総合的対応策においては、外国人に対する行政・生活情報の発信について、SNSを用いるということがございましたので、名古屋入管におきましても、在留する外国人に直接情報を提供することができないかということで検討しまして、昨年の12月18日にフェイスブックページを開設しまして、在留外国人が情報を入手する手段の一つとして、そのページに掲載する資料も多言語化して載せるように努めているところでございます。

総合的対応策の進捗状況については、以上になります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関連した取組につきまして、配付資料 2-3 に沿って一部抜粋して御説明させていただきます。

スライド番号 11 をご覧ください。

新型コロナウイルスの影響で、飛行機が軒並み運休していることから、日本での活動が終わったので本国に帰りたいけれども帰れない、在留期限までに本国へ帰れないという方がたくさんいらっしゃると思います。そういった方々に対しては、現在持っている在留資格に応じて、帰国困難者としての「特定活動」を許可する取扱いをしてまいりました。

2020年12月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な状況が長期化していることを踏まえまして、就労不可の特定活動や、出国準備のための特定活動を付与されている方、短期滞在を付与されている方がおありまして、この方々につきましても、帰国するまでの生活費を工面することが難しいという方には、週28時間以内という制限はありますけれども、資格外活動許可を付与するという形で仕事ができるようにしてございます。

少し飛ばしていただきまして、スライド22から23をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で、経営状態の悪化等で解雇等されるなど技能実習の途中で中断を余儀なくされた方については、雇用維持支援として、特定技能に移行するためのいわば修業を行う「特定活動」を最大1年間滞在できるという取扱いも用意されております。転職・就職先を自分で見つけることが困難という方には、出入国在留管理庁において外国人求職者の情報を社会福祉人材センターなど職業紹介機関や地方公共団体へ提供することにより、就労先のマッチング支援を行っているところでございます。

この点も本年1月29日開催されました関係閣僚会議におきまして、「困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応方針についての御報告」として報告されているところでございます。

また、解雇等された技能実習生に関しましては、着実な転籍支援・生活支援につなげることも報告されているところでございます。

名古屋出入国在留管理局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(3)の「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」でございます。事務局の多文化共生推進室から説明をお願いします。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 東松室長)

それでは、本県の外国人県民の状況をはじめといたしまして、「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」、御説明させていただきます。お手元の資料3-1、A4横の資料を御覧ください。

資料の1ページ、改めまして「愛知県の外国人県民の状況について」であります。

「1 外国人県民の数」でございますが、愛知県の外国人県民数は、コロナ禍による影響により、2012年以來8年ぶりに減少したものの、昨年6月末現在では、東京都に次いで全国で2番目に多い、27万6,282人となっております。

国籍別に見ますと、ブラジル国籍の外国人県民が最も多く、全国の約3割のブラジル人が愛知県に居住していることが特徴となっております。また、近年では、ベトナムやフィリピン、ネパールなど、アジア圏を中心といたしまして多国籍化が進んでおります。

次に、「2 外国人県民の在留資格」について、でございますが、在留資格別の推移を見ますと、コロナ禍における状況におきましても、在留資格の「永住者」は増え続けております。さらに、近年では「技能実習等」や、日系ブラジル人などの「定住者」、エンジニア、通訳、私企業の語学講師などの「技術・人文知識・国際業務」が増加しております。

なお、大学や専門学校等に在籍する「留学」につきましては、このコロナ禍による影響によりまして、大きく減少しております。

資料右側でございますように、在留資格別の人数を見ますと、「永住者」が9万236人と、外国人県民全体の約3割を占めておりまして、この「永住者」、「定住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」といった、就労に制限のない、いわゆる「身分に基づく在留資格」が全体の約6割を占めております。

なお、本県には約17万人の外国人労働者の方々が働いてみえますが、その約4割が、製造業で就労しているという現状から、外国人県民が製造業の現場で、就労を目的として、長期にわたって滞在している状況にあるものと考えられます。

次に、「3 日本語指導が必要な外国人児童生徒」について、でございますが、その数は、第2位の神奈川県に比べて2倍強となる9,100人と、全国最多となっております。こうした児童生徒への日本語指導が、大きな課題となっております。

それでは、一枚おめくりいただきまして、資料の2ページを御覧ください。この資料は、先週発表させていただきました、愛知県の多文化共生に係る令和3年度の予算・取組を取りまとめたものでございます。

「日本語学習・日本語教育の充実」、「生活環境の整備」、「労働環境の整備」の3項目に分類して整理したもので、県全体で当初予算額 41 億余円を計上しております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

こちらは、資料2ページから、愛知県多文化共生推進室が取り組む事業を取り出したもので、当初予算額2億余円を計上しております。

新規事業を中心に説明させていただきたいと思います。

始めに、左の「外国人県民日本語教育推進事業費」の枠の一番上、「地域日本語教育の総合的な推進計画の策定」について、でございます。2019年6月に施行されました「日本語教育の推進に関する法律」に基づきまして、新たに本県の「基本的な方針」として、地域日本語教育に関する総合的な推進計画を来年度策定する予定としております。

また、今年度、愛知県多文化共生推進室内に設置いたしました「あいち地域日本語教育推進センター」を拠点といたしまして、コーディネーターによる地域の日本語教室への指導・助言を行うとともに、地域日本語教育ネットワーク会議の開催や、市町村が実施いたします日本語教育関連事業を支援するなど、本県の地域日本語教育関連施策を、関係機関と連携しながら、総合的・体系的に推進してまいります。

次に、右の「多文化共生づくり推進費」の枠の中にあります新「あいち多文化共生推進プラン」の調査について、でございますが、本県における外国人県民の状況や、外国人支援に取り組む団体、外国人材を受け入れる企業等の取組や課題等につきまして、来年度調査を行い、2022年度に予定している次期プラン策定のための基礎資料としてまいります。

続いて、「外国人等の子どもの進路開拓・進路応援」でございますが、本県では、外国人県民の長期滞在、永住化が進んでおりまして、今後さらに外国人や外国にルーツを持つ子どもが増加していくことが予想されます。

このため、子どもたちの進学や就職の実態を調査いたしまして、子どもの進路選択や、保護者、地域の支援者等の参考になる情報をまとめたガイドブックを作成する予定としております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。A4のカラー刷りの資料でございます。こちらは、「新型コロナウイルス感染防止対策に係る多言語による啓発チラシ」でございます。

昨年10月13日付けで制定されました「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」では、県の責務といたしまして、県民の理解と関心を深め、その不安の解消や適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適時適切な情報発信に努めることとされております。

特に、外国人県民は、文化的な背景や言葉の違いが壁となって、必要な情報を得ることができない恐れがありますことから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、日本人県民以上にしっかりと周知する必要があると考えております。

このため、本県では、感染防止対策に特化した外国人県民にもわかりやすい「啓発チラシ」を、やさしい日本語の他、11言語で作成をいたしまして、外国人県民に対して注意喚起を行っております。

この啓発チラシは、本県の新型コロナウイルス感染症対策のWebサイトや多文化共生推進室のFacebookに掲載するとともに、県内の保健所、市町村、国際交流協会、在名古屋総領事館、経済団体、大学等にも、このチラシを活用した啓発を依頼させていただいております。

本日、改めて御紹介させていただきました。引き続き、啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(4)の「構成団体からの情報提供等」に進みたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが、本日お配りしております名簿の順に、構成団体の皆様から、本協議会の取組に関連した内容である外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実に関する内容のほか、各団体の取組や、コロナ禍における外国人材を取り巻く実情や関連する情報の提供など、ご発言をいただきたいと存じます。

それでは、愛知労働局様からお願いしたいと思います。恐縮ですが、お一人あたり3分程度でよろしくお願いいたします。

(愛知労働局職業安定部職業対策課 神野課長)

皆様、こんにちは。愛知労働局職業安定部職業対策課の神野でございます。今日は宜しくよろしくお願いいたします。お手元に資料番号4-1と4-2をお配りしておりますので、こちらに沿って、雇用の面からのご報告の方をさせていただきます。

まず、愛知労働局プレスリリース、こちらの方をご覧ください。毎年、国の方では10月末現在、各都道府県の外国人の雇用状況を発表しております。これは、各企業様から雇用の状況の報告を義務づけておりますので、そちらを取りまとめたものでございます。下のグラフをご覧ください。先ほど、知事の方からもお話がありましたように、愛知県で働いていただいている労働

者の方が、170,5114人、いらっしゃいます。令和元年を見ますと、170,5119人ということで、ずっと増えてきたものが微減といたしますか、5人ばかり減っております。こちらは、やはり新型コロナウイルスの感染拡大の影響がございまして、飛行機が飛んでこないということがありまして、帰れない、来られないということで、労働者の数の方があまり変わらなかったという現象がございました。

次のページをご覧ください。円グラフになっております。こちらも、先ほど事務局様の方からご説明の方をさせていただきますので、少し重複して申し訳ございませんが、まず別表1関係ということで、愛知県内ではどのような方が多く働いておられるかというものを分析した資料でございます。まず、左の国籍別で見ますと、先ほど、住んでいるのはブラジル人が一番多いとのことですが、今年度初めてベトナムが一番になったということで、入れ替わり現象が起きております。それで、右の下を見ていただきますと、ベトナムの方が23.6%で一番労働者として多く占めてございますが、この方々は、右の下を見ていただきますと、技能実習生ということで、実習生という形で来ておられる方が大半を占めております。

それから、上のグラフの右を見ていただきますと、今度は在留資格ですね、右の方に技能実習がありましたけれども左の点線で囲んだ部分が、身分に基づく在留資格ということで、働くのに制限が無い方々でございます。こちらがどうだったかと言いますと、左の下を見ていただきますと、やはりブラジルの方が多く、こういう状況がございました。

3ページの次の円グラフをご覧ください。こちら先ほどの説明と重複する部分がございますが、外国人を雇用されている事業所も働いておられる方の割合も、やはり愛知県はものづくりの県でございますので、製造業が圧倒的多数を占めているという状況にあります。こうした中、やはりコロナ禍でハローワークの方でも「帰れなくなったんだけど、仕事はどうしたら良いか」という相談が多くあります。先ほど、出入国在留管理局の方からご説明がありました通り、帰れなくなった技能実習生であるとか、元留学生とか、そういう方々に「特定活動」という在留資格を付与していただいております。

お手元にカラー刷りのリーフレットで「Go To Hello Work」というものがございます。今日は1枚だけ配付しておりますが、こちら13カ国語ありまして、こちらを出入国在留管理局の窓口においていただいて、ハローワークへ行ってアルバイトを紹介してもらいなさいよということが、このリーフレットに書かれていますが、外国人材のハローワークへの誘導の方をお願いしております。

私どもも、つい先日、今月の15日、16日にこういう方達を対象にした、特に元留学生ですね、授業終わったんだけども国へ帰れない方のために、アルバイトの面接会というものを、たった4社なんですけれども、企業の賛同を得まして開催をさせていただいております。のべ16人の帰れなくなった学生さんがいらっしやいまして、23回の面接をして皆さん採用の方に漕ぎつけていけば良いかなと思っております。やはり、この中でもベトナム、スリランカ、ネパール、バングラデシュとアジア系の留学生が多くございまして、ハローワークとしてもこのような支援の方を続けていきたいと思っております。

以上となります。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。次に東海農政局様お願いします。

(東海農政局経営・事業支援部経営支援課 岡本課長)

東海農政局経営支援課の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。私の方からは、農業と飲食料品製造業と外食業の状況についてご報告させていただきます。

資料5でございすけれども、農林水産省におきましては、特定技能制度の円滑な制度運用に向けまして令和3年度に外国人材受入総合支援事業を予算要求しており、約3億7千万円を当初予算に計上させていただいているところでございす。本事業につきましては、民間団体に助成する形で、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野別の技能試験の作成・更新、国内外での試験の実施が柱になっており、これは令和元年度からの継続実施となっております。

そして、外国人材の働きやすい環境を整備するために令和3年度より、農業版の外国人材受入れマニュアルの作成に取り組んでいくということと、就農を希望する外国人材に向けた相談窓口の設置を行うこととしております。

技能試験の状況でございすが、令和元年度からそれぞれ分野別で実施しているところでございす。今年度の試験の実施の状況につきましては、1月分までが既に公表されており、飲食料品製造業については、国内外で4,496名、外食業については4,586名、農業については2,732名の方が合格しております。

そして、今し方話題になっておりましたが、新型コロナウイルス感染症関連では、入国制限の強化に関しまして、農林水産省としましても農業現場へ

の影響というものに注視しているところでございます。農林水産省では都道府県やJAへの聞取りを行っているところであります。昨年12月末の時点で、この1月から3月までに来日を期待している、労働力として期待している農業分野での技能実習生は、全国で2,000名ほどとなっております。

今後も、農業現場における生産基盤の確保は非常に重要であることから、現在、日本にいらっしゃいます技能実習生の方の在留の延長ですとか、他の産業からの代替人材の確保が必要になってくると考えております。これらに必要な経費については、今年度の補正予算でも確保しているところですが、こういう事業を活用しまして人材確保を後押ししていきたいと考えております。農林水産省の方からは以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部経済産業局様お願いします。

(中部経済産業局地域経済部地域人材政策室 村瀬室長補佐)

中部経済産業局地域人材政策室の村瀬と申します。宜しくお願いたします。中部経済産業局からは資料6ということで、資料を提供させていただいておりますけれども、前半部分、高度外国人材の活用関連施策について、私から説明をさせていただきます。

まず、資料をめくっていただきまして、1ポツ高度外国人材活躍推進ポータルサイトについてでございますが、こちらは2018年の12月に開設したもので、ジェトロのホームページになります。海外展開ですとか、イノベーションなどを行うにあたり高度外国人材の方を採用、活用したいがどうしたら良いか分からないといったような企業向けと、高度外国人材として日本で活躍したいと考えている外国人の個人の方向けのサイトとなります。このサイトでは、ジョブフェアやセミナー等、企業と高度外国人材の方が出会うような場の情報の発信、高度外国人材の採用に関心のある企業、また、日本での就業を希望する留学生が在籍している大学の一覧の掲載、あとは専門家による伴走型支援を希望する企業の募集といったようなことを行っております。また、現在は、期間限定ではありますが、高度外国人材の採用に関心がある企業さん向けにキャッチコピーやPR文の作成、英文への翻訳サービスといったことも実施をしております。これらの相談窓口はジェトロ名古屋になっております。

次に2ポツの外国人企業活動促進事業に関してですけれども、このような事業を創設、運用させていただいております。外国人起業家を呼び込むために、外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度でございます。

して、法務省とともに開始しております。当地域では、2019年3月に愛知県、5月に三重県の管理支援プログラムを大臣認定させていただいております。

次に、3ポツになりますけれども、外国人留学生の採用や入社後の活用に向けたハンドブックというものを、丁度一年くらい前の昨年2月に作成し、公表させていただいております。外国人の方を採用する時と採用後の活用に向けて、企業が直面しやすい課題などを12のポイントとして掲載させていただきまして、それを解決するための活用ガイドですとか、ベストプラクティス集といったものを掲載しております。

次に、4ポツ、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた取組ということで、職場における外国籍の社員の方と日本人の社員の方が円滑なコミュニケーションを行うための学習教材をWeb上でオープンデータとして年度内を目標に作成させていただく予定としております。例えば、日本語の「だいじょうぶ」という言葉には、場合によって「YES」の意味と「NO」の意味があり、日本人は自然に使い分けていますが、外国籍の社員の方にとっては、解釈が難しい言葉であり、誤解を招かないためには、「YES」か「NO」か、はっきり伝えた方が良いといったような内容を含んだ教材を作成する予定にしております。

以上になります。

(中部経済産業局産業部製造産業課 吉田課長補佐)

私からは、特定技能についてご説明をさせていただきたいと思っております。経済産業省令和3年度予算案、2.2億円、今年度と比べまして微減でございますが、ほぼ同等の予算を計上しております。現在、技能実習2号から特定技能へ、という方々が製造三分野は多く、特に愛知県の場合ですと、その割合が全国と比べて非常に高いと認識しております。11月時点の数字にはなりますが、製造三分野、素形材、産業機械、電子・電気・情報関係で、2,600名を超える方々が特定技能として既にご活躍していただいております。技能実習以外でも、試験を受けて特定技能の資格を得ることも可能ですが、こちらの試験は、これまで海外で一度実施したのみでした。新型コロナウイルスの影響で、国内での試験が後ろ倒しになっておりましたが、昨年10月、全国三箇所で開催し、そのうちの一つに愛知県も含まれております。また、3月にも国内での試験を用意しておりますので、国内で特定技能で活躍されている方、若しくは、他の在留区分の方で、特定技能で働きたいという方々は、試験を受けていただければ、新しい可能性というものも出てきます。今後、国内での試験も順次展開していきたいと思っております。

また、資料にもございますが、経済産業省では、受入れの企業様の取組み

の事例や、制度概要について、セミナーをオンラインで開催しております。年度内はあと2回開催する予定でございますので、オンラインでお申し込みいただけるよう、情報提供をいただければ幸いです。最後になりますが、受入れ協議会・連絡会、これは他の各省庁においても設けられていると思っておりますが、現在、申請件数が増えているということで、審査に時間を要しております。審査期間が非常に長くかかることによって、受入れ後4ヶ月以内という期限が難しいという例も実際に生じております。資料に記載のとおり、今まで入管庁の手続きの後に協議会の手続きを行っていただいておりますが、今回、告示の改正を進めておりまして、先に、協議会の入会申請の手続きを取っていただいた後で、入管庁の手続きを実施していくように変更をしておりますので、ご案内をさせていただきます。

私からは以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部地方整備局様お願いします。

(中部地方整備局建政部建設産業課 濱田課長)

中部地方整備局の濱田と申します。

建設分野における特定技能外国人の受入れについてでございますが、資料1ページ目でございますけれども、建設分野の特定技能外国人として入ってこようとする方は、1ページ目の下の図にあります、国内・国外で行われる特定技能評価試験、こちらに合格されるか、日本国内において技能実習、特定活動で活躍された方というのが対象となってきます。建設分野、少し特殊なものもございますので、業種横断の基準に加えて、建設分野独自のものを定めております。

こちらの1ページ目の図につきましては、昨年も同様に使っておりますけれども、特定技能外国人の受入れに先立ちまして、受入れ企業さんの方は、受入れ計画を作成しまして、我々、地方整備局等の方に審査・認定を受けることが求められております。認定基準は3)のところでございますけれども、受入れ企業さんというのは、建設業法上の許可を受けている必要があります、また特定技能外国人受入事業実施法人、こちら一般社団法人建設技能・人材機構というところなのですが、こちらが受入れ外国人の相談窓口や国内・国外における評価試験などを行っている団体なのですが、こちらに加入することと、そちらが策定する行動規範を遵守することを求めていると。それから、やはり給料面においても、同等の技能を有する日本人と同等格以上の給料は当然払ってもらいたい必要があるというのと、安定的な賃金の支払い、こちら建

設業者さんは、中小の企業さんはどうしても日給払いのところもまだ残っているのですが、日給制ではダメですよということで、月給を求めていると。それから技能習熟に応じた昇給をすることというのが必要になってきます。賃金等の契約上の重要事項につきましては、その外国人さんが十分に理解できる母国語を用いた書面での事前説明などを求めているといったような状況です。

今年の1月27日時点の受入れ認定件数ですけれども、下の真ん中の図あたりにありますけれども、認定件数、全国で1,074件で、人数としては、2,530人というのが認定されております。こちら、ほとんど試験の方を行っておりますので、技能実習とか特定活動から移行してきた方ということになります。

2ページ目でございますけれども、こちらが実際に評価試験を行った実施状況になります。国外では昨年3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの関係がありましたので、まだ、実際には実施できておらず、来月3月にフィリピンにおいて電気通信の評価試験が実施される予定となっております。国内における試験については、8月に鉄筋継ぎ手の試験が実施されまして、4件の試験のうち、だいたい90人くらいが合格されているということで、2,500人に対しての90人なので、評価試験での合格者というのは、まだまだ少ないといったような状況でございます。

3ページ目でございますけれども、関係各機関との業務関連のイメージというところがございまして、真ん中に一般社団法人建設技能・人材機構というのがございまして、こちらが、主に受入れた外国人さんに対して、通報や相談の受付の窓口を設置したり、転職の支援をしたり、それから海外における試験ですとか、国内における試験を行っているというものでございます。めくっていただいて、4ページ目のところに細かく書いておりますけれども、左側に建設技能・人材機構というところがありまして、特定技能外国人に対する支援というところで、入国後に研修の実施をこの機構さんが行ったり、求職・求人・マッチングを行う、母国語相談窓口による相談対応等を行っている。受入れ企業さんに対しても、求人情報の現地機関への情報提供といったものを行っております。それから、受入れ計画がちゃんと計画どおりに実施されているかという確認を行う巡回訪問ですとか、指導・助言を行っているというものでございます。

右側の登録支援機関のところなんですけれども、こちら基本的には受入れた企業さんが全てやれば、特にこちらにお願いする必要はないんですけれども、中小の企業さんだと、どうしてもそこまでうまく出来ないということもございまして、民間企業等に委託してこのようなフォローをしてもらうと

というようなことも、出来ますよという形になっています。
私の方からは以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部運輸局様お願いします。

(中部運輸局交通政策部 小笠原計画調整官)

中部運輸局交通政策部の小笠原です。宜しくお願ひいたします。

私の方からは、資料8、運輸・観光分野における外国人材の受入れについて、下の方に宿泊分野における特定技能外国人の受入れ状況ということで、宿泊分野における業務においては、フロント業務、企画広報業務、接客業務、レストランサービス業務を行っております。マッチングの状況については、左側が国籍ベースのマッチングということで、ベトナム、ミャンマーと、上から順に多い順になっております。右の方がブロック別のマッチング状況ということで、中部は愛知、静岡、岐阜、三重、福井が私どもの管内ということで、29名のマッチングを行っている状況でございます。

裏面をご覧ください。次は、宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナーについて、一つだけ訂正をさせていただきます。上の四角の丸の三つ目のところ、最後の行、働く環境や働く（名用）を、（内容）に訂正の方をさせていただきますと思います。宿泊事業における外国人の受入れセミナーについては、昨年度も行っているのですが、今年度においては、11月から2月の間、対象者はホテル・旅館等、あとは登録支援機関、宿泊業界で働きたい外国人、それと外国人が在籍する教育機関の指導担当等を対象にして行っております。11月は2日、6日、9日、13日と4回に渡って、オンラインで実施しました。今年度の2月においては、愛知県は先週の12日に行っておりまして、昨年度2月は制度の説明と交流会という形で、今年も交流会の予定をしていたのですが、新型コロナウイルス感染症予防の対策ということで、全てオンラインで開催をしております。今週の土曜日、北海道の方のセミナーをもって、終わる予定となっております。

続きまして、下の方で、自動車整備分野の特定技能評価試験の実施についてですが自動車整備士としては、自動車整備分野の特定技能評価試験又は、整備士の技能検定試験3級に合格する必要があるということで、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会で、技能評価試験を行っておりまして、この試験は、令和元年度までは、海外のフィリピンのみで行っていたところですが、右側にありますように、令和2年9月25日から日本国内においても試験が開始されております。試験の実施状況については、令和元年度が32名、

令和2年度は日本国内において試験を開始したところ、95名のうち92名が日本国内での試験の受験者となっております。結果の状況については、合格者が80名です。令和元年度が32名中25名、令和2年度においては95名中55名となっております。

以上が中部運輸局からの報告となります。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県商工会連合会様お願いします。

(愛知県商工会連合会広域経営支援センター 橋本課長)

愛知県商工会連合会橋本です。宜しくお願ひいたします。

中小・小規模事業者におきましては、現在、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、生活関連、飲食も含めまして、業種によりましては、休業を余儀なくされているところもございしますが、基本的には雇用を守るという姿勢で、事業者さんの方は営業の方をやっていらっしゃると思います。そうした中で、休業をしているというところで、実習生を含んだ従業員におきましては、雇用調整助成金を活用しました支給を、あるいは、留学生のアルバイトにつきましては緊急雇用安定助成金を活用して、一生懸命事業所の維持をしているところもございします。本連合会におきましては、そうした中で、今後期待されます、あたらしい生活様式に取り組むような対応について国の補助金も活用し、小規模事業者に対しまして支援をさせていただきながら、雇用の維持を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県経営者協会様お願いします。

(愛知県経営者協会 岩原事務局長兼総務・企画部長)

愛知経営者協会の岩原でございます。宜しくお願ひいたします。

私自身、昨年度から本協議会と3つのWGに参加をさせていただいておりまして、外国人材の生活環境、あるいは教育環境、労働環境に関する最新の情報をこの場で頂いておりまして、大変感謝申し上げます。頂いた情報は、私ども会員企業と共有しながら活動をさせていただいております。

今日は、資料はございませんが、私ども経営者協会は、昨年、外国人材の活躍と共生というテーマで半年間、調査研究活動を行いましたので、その概

要を簡単にご紹介させていただきます。研究活動のさなか、コロナ禍で大変混乱したわけですが、会員企業の多くの経営者の方々が外国人材に対する関心を非常に持っていました。

本日は二点、ご紹介をしたいと思います。まず、一点目は外国人材への期待と役割ということなんですけれども、外国人材を製造とかサービスとか現場を任せる現場人材と、特定の分野の専門知識を生かして活躍される、高度人材であります。特に企業の規模の大小問わず、高度人材に対する期待が凄く高まっているということを感じます。先ほども中部経済産業局さんからも紹介がありましたけれども、高度人材を採用してですね、活躍してもらいたいという思いを経営者は持っていると感じます。そのためには、大学と企業の連携ですとか、行政の方のご支援というのが非常に重要になると思います。今、活躍されているところと、中々難しいところの違いがありまして、やはり目的をはっきりし、役割をはっきりさせて入っていただかないと、ミスマッチになると思う。自分の専門性が生かせるところ、将来のキャリアプランをどうしていくか、ということをはっきりしてから採用していかないと、長続きしないなという風を感じております。

もう一点、愛知県が行われておりますインターンシップが非常に重要だなと感じております。初めて外国人を採用されるころは、コミュニケーションの問題だとか、文化、生活習慣、色々な心配をされるので、中々踏み切れない方も多いのですが、やはり、外国人には日本人よりもインターンシップが重要かなと思います。それから二点目は、生活環境、学習環境、労働環境、それらの関係性が非常に強くてですね、企業の経営者は労働環境をしっかりすれば良いのではないかと考えがちだが、生活面にもしっかりと目配りをしている企業には、外国人材が定着するという傾向があります。労働環境だけケアしている企業には中々定着しないです。例えば、三河地区の企業で通りを隔てて同規模の会社があるのですが、一方の企業では労働環境だけ、もう一方の企業では生活環境にも目配りをしており、後者の企業の方が人材の定着が良いという状況です。外国人材は、SNSを活用し情報交換をしており、働く環境も良いし生活も良いという情報がすぐに伝わってまいります。そういった意味で、本協議会では3つのWGが連携しながら活動をされているということは、非常に貴重な機会だなと思っておりますので、これからも宜しく願いいたします。以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、中部経済連合会様をお願いします。

(一般社団法人中部経済連合会 野村国際部長)

中部経済連合会でございます。我々、産業・企業の立場といたしましては、技能実習生さんや、特定技能さんなどの現場の労働力の担い手をはじめ、高度人材や、その予備群の留学生の皆さんに至るまで、なくてはならない存在という認識ではありますものの、企業それぞれにおいて、現状や問題点、課題が多様であり、整理がついていないのが現状です。この推進協議会で課題や取組み、施策について、様々な事例をご紹介いただきましたので、中経連と致しましては、いただいた貴重な情報を、まずはそのまま会員企業に届けることで、今後深刻化が予想される中部地区の課題と問題点に関して企業側の認識を深めて貰うという活動を強化していく所存です。

また、愛知県経営者協会さんなど経済団体同士の連携、愛知県多文化共生センターさんをはじめ、自治体の皆さん、そして厚労省、経産省、国交省、出入国在留管理局の皆さんとの連携や情報交換を一層深め、ジェトロさんなどの具体的取組みを研究させていただくことで、経済団体として企業に現状を伝えながら、外国人材の活躍について深い議論につなげていきたいと存じます。宜しく願いいたします。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県中小企業団体中央会様願います。

(愛知県中小企業団体中央会 古閑振興部長)

愛知県中小企業団体中央会の古閑と申します。私の方からは資料をお配りしておりませんので、口頭でご説明いたします。宜しく願いいたします。

まずは当会の概要と取組みについてご説明したいと思います。中央会の方は、主に協同組合の設立、運営を支援している団体であります。今年も協同組合の設立に関しては、36 組合を新規で設立をしております。うち、34 組合が外国人技能実習生の受入れを希望する組合の設立になっております。平成 30 年に 34 組合、令和元年度に 42 組合ということで、平均して毎年 30 件以上の組合の設立に携わっている団体でございます。今回、実習生の受入れを希望している組合のほとんどが建設業関係や、製造業であり、やはり皆さん、人材を求められている、人材不足の業界でございます。

外国人技能実習生の受入れの関係でいきますと、愛知県での外国人技能実習生の受入れをしている組合、定款に謳っている組合は、377 組合がございます。また、平成 31 年の 4 月に始まった特定技能の関係は、84 組合が定款上に謳われております。特定技能の活用がもう少し進むのかなと思っていた

のですが、思ったほど進んでいません。転職の自由だとか、そういったお話があったものですから、皆さん二の足を踏んでいるようなところもあったのかなと思うのですが、建設業の方々が中々そちらの方へは手を出していないような状況であります。

今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、昨年、設立された組合は、計画どおり実習生の受入れが出来なかったということで、中々人材の確保が出来ていないというところがあります。また既存の組合に関しても昨年3月から実習生の受入れが出来なかったということで、10月11月にかけて実習生の受入れが進んできたところがあるのですけれども、思っていたような人数が入ってきていないという状況でございます。また、実習生も入ってくるのですが、帰国させることも出来ないということで、飛行機が飛ばないとかそういうことで、苦勞されている組合が多くございました。今般の緊急事態宣言が出されたことで、ビジネストラックが止まったということで、外国人材の受入れが止まっており、思ったような受入れが出来ていないということです。

あと、毎年、監理団体や実習実施機関の方々を集めて、セミナーを開いております。セミナーの方は、今年は「コロナ禍における外国人技能実習生の支援」ということで、多文化共生リソースセンター東海の土井先生、先ほど事務局からもご説明があったのですけれども、我々もそういった先生をお呼びして、コロナ禍における解雇や失踪といった、帰国困難な技能実習生の支援を行っている徳林寺の取組みをご紹介させていただきました。引き続き、中央会の方でも多文化共生の推進、実現に向けた取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、日本労働組合総連合会愛知県連合会様お願いいたします。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会 安藤副事務局長)

連合愛知の安藤と申します。宜しく願いいたします。連合愛知は、外国人材適正受入れに関しまして、労働者＝生活者という視点で、地域とのコミュニティを意識した取り組みだと感じております。こういったWG含め、協議会の取組は非常に重要だという風に認識をしているところでございます。また、外国人労働者の皆さんにとっては、家族が生活していく上での課題というのは、本当に労働を支える大きなウエイトを占めているものだと感じます。より、論議された中身を引き続き深化をさせていただいて、外国

人の皆さんが日本で就労したい、そして、日本で住んで永住していきたいんだということが言っていただけるような、そういった取組に引き続きしていただけるよう、お願いをしていきたいと思えます。

私の方からは、日本語教育に関しまして、連合愛知の構成組織に愛知県の教職員組合連合会さんがございますので、少し寄せられた課題についてお話をしていきたいと思えます。先ほどもデータが少しございましたけれども、日本語指導が必要な児童生徒の数は、愛知県は、二番目に多い神奈川の2倍ということで、先ほどのデータは9,100人ということになっておりましたけれども、2年ほど前は1万人を超える状況でございました。この子供たちは、全国的にも増加傾向にあるということでもありますので、2017年度外国人児童生徒等教育に関わる教員が、基礎定数化されたということに伴いまして、日本語教育の適応学級担当教員は、国の改善数17人を含んで30人の増員がされたということで、523名の配置ということでございます。今、小学校に1名以上在籍しているのが、65.7%の463校、中学校では1名以上在籍しているのが75%の227校ということでございます。そういったこともございまして、日本語教育が必要な子供たちが、現在の配置基準では10名以上に1人というところがございまして、9名以下でも配置をしていただきたいということ。

それから、日本語教育の適応学級担当教員の配置基準を更に細分化をしていただいて、例えば、小学校において日本語教育を必要とする子供が10人増えるごとに1名増員をするといったようなことを含めて、今後、更に取組強化をお願いをしていきたいと思えます。先ほど、県の取組の中で色々な取り組みを予算化をされているということがございましたので、そういったところも具体的にあるのかもしれないけれども、是非、こういった取組について宜しくお願いをしたいと思えます。以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県町村会様お願いします。

(愛知県町村会 宇佐見事務局長)

愛知県町村会の宇佐見です。宜しくお願いいたします。

今、日本労働組合総連合会愛知県連合会さんにお話しいただいたとおり、子供の外国人というのが非常に多いということで、資料の3-1を拝見させていただきますと、小学校、中学校では、全国の1/4から1/5くらいを愛知県で占めていると。小中学校は、市町村の管轄になりますので、まさに教員の配置等を含めたきめ細やかな対応が必要になるのかなと思っております。

愛知県さんが、新規事業等で、推進計画を作られるとか、多言語での日本語教育推進をされていく中で、地元市町村の実態をよくよくご確認をいただきまして、きめ細やかな対応ができるようお願いをしたいと思います。

コロナ禍になりまして、労働環境、それから生活環境、こういったものがパラダイムシフトをおこすのかなとも思っておりますので、そういったところにも気配りをしながら、この問題に対処していかなければならないと思っております。以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県国際交流協会様お願いします。

(公益財団法人愛知県国際交流協会 林交流共生課長)

愛知県国際交流協会の林でございます。まず、最初に生活環境の整備という観点からご説明をさせていただこうと思っております。資料の9-1でございますが、あいち多文化共生センターでございます。あいち多文化共生センターは、皆さんご承知のように、入管法の改正により、今後も益々増加をすると予想される外国人県民からの幅広い分野の相談に対応するため、出入国在留管理庁が全国的に進めておられます多文化共生総合相談ワンストップセンターの機能を果たすべく、設けさせていただいておまして、センターでは中ほどに書いてございますように、ポルトガル語やスペイン語など12言語で相談に対応しております。それぞれの言語で相談支援を行うほか、県・市町村などからの資料の翻訳依頼などにも応じております。また、センターで相談対応をしておりますのは、私どもでは、多文化ソーシャルワーカーと呼んでおりますが、単なる情報提供だけでは済まない複雑な問題を抱える外国人に対しては、市町村窓口や社会福祉等専門機関と連絡、連携しながら適切な制度やサービスへとつなげて、問題解決まで継続的に支援を続けているものでございます。資料の下の方でございますが、センターでは法律的なアドバイスを必要とする外国人を対象に無料の弁護士相談を行っております。対応言語につきましては、近年、ベトナムの住民の方が増加したことから、今年度の4月よりベトナム語にも対応できるようにして、現在、6言語としております。

裏面の方をご覧くださいと思います。(3)にございますとおり、昨年度から開催をさせていただきました外国人向け専門相談では、在留、労働、消費生活についての相談に応じておまして、特に在留関係では、名古屋出

入国在留管理局さんから、また労働関係では愛知労働局さんから相談員を派遣していただいております。今年度は新型コロナウイルスの関係で、在留資格や労働問題についての問い合わせが大変多く寄せられておりまして、助かっております。

次に、資料が少し飛んで申し訳ありませんが、資料9-3をご覧くださいと思います。今年度のあいち多文化共生センターでの相談状況をまとめたものでございますが、一番上の表、1の言語別相談件数というところでございますが、合計欄は12月現在の数値で2,237件、その下が、2019年度、昨年度一年間の相談件数でございます。1,912件ということで、現在、12月の段階で昨年度1年間分の相談件数を大きく超えております。このままいきますと、3千件近くまで今年度は相談が増えるのではないかと考えております。これは、皆さんご承知のように4月以降、新型コロナウイルス関連の相談が、急増しております。内容としましては、体調不良や病気自体に対する問い合わせ、あるいは新型コロナウイルス関係で仕事が無くなって、生活に困っているという方、また、在留期間の更新が出来ないといった方など、幅広い内容の相談が寄せられております。そこに記載はございませんが、今年度の4月から12月までで、コロナに関する相談としては、783件となっております。

資料9-1の方へお戻りいただけますでしょうか。裏面の、(4)外国人相談担当者向け対応ハンドブックでございます。先ほどより申しておりますが、私どもでは多文化ソーシャルワーカーが相談に対応しておりますが、そういった相談事例をもとに、外国人への相談対応時に注意すべき点や、各国の制度等の概要をまとめた冊子を発行させていただいております。そこがございますように、冊子は結婚・離婚編、子どもの教育、社会福祉編の3種類のテーマ別で作成しております。毎年、順次更新をしております。今年度、この3月に子どもの教育編を改訂発行する予定でございます。まもなく完成いたしますので、関係する機関にお配りするとともに、ホームページでも公開をさせていただきますので、是非ご活用をいただきたいと思います。

次に、少し資料が飛びますが、資料9-6をご覧ください。日本語教育関連事業でございます。愛知県国際交流協会における日本語教育関連事業ということでございまして、おもて側の大きく1と書いてありますものが、大人の外国人を対象としたもので、裏面の方をご覧くださいますと、2と書いてございますが、こちらについては、子どもを対象にした事業ということで、実施させていただいております。それぞれの事業、いくつかございまして、記載をさせていただきますので、またご覧いただきたいと思います。また、今年

実施した事業のチラシ等をいくつか付けさせていただいておりますので、そちらもご参考にしていただければと思います。なお、今年度は、新型コロナウイルス関係で中止したのものや、オンラインでの開催に変更したものが多数ございますので、一部、配布のチラシの内容とずれたものがあるかと思っておりますので、ご留意いただきたいと思います。

最後に資料9-6の裏面の(2)日本語学習支援基金事業でございます。この事業は、県内の企業・個人からの寄付金及び愛知県からの出入金により、造成していただいた基金により実施しているものでございまして、当初は令和2年度までの計画でございましたが、新型コロナウイルスの影響もございまして、一定程度基金の残金が出ておりまして、来年度もこの基金を活用して、若干規模は縮小となりますが、事業を継続していきたいと考えております。以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、東海日本語ネットワーク様お願いします。

(東海日本語ネットワーク 米勢副代表)

東海日本語ネットワークです。よろしくお願いします。

お手元にお配りした冊子を昨年度の末に発行いたしました。この1年間、機会があるごとに、色々なところでお渡ししているのですが、既にお持ちの方もいらっしゃるかと思いますけれども、昨年度まで、ほぼ2年間に渡って調査いたしましたものです。初年度は、既存の日本語教室の学習者へのアンケートと公開されている名古屋市さんの外国住民データ、愛知県国際交流協会さんの日本語教室データの分析をいたしました。

また、2年目になる昨年度は、どういう人達に日本語学習機会を広げていくかということが大切かと考えた時に、1年目の調査研究をもとに、ほとんど日本語教育に目が向かないとか、気持はあっても中々意欲が出ないとか、生活状況が非常に逼迫していて、教育というものはある程度安定して余裕がないと出来ないということがあるので、そういう人達をターゲットに学習ニーズ調査を行いました。これをうけて、今年度は「教室に行こう」キャンペーンというものを行っています。

その呼びかけのリーフレットがA4二つ折りにした、このような感じのものになる予定です。年度末までにこれをQRコードでWebに飛んで教室を見つけやすくする事業に取り組んでおります。そういったものが出来た時に、皆さまに周知に是非ご協力いただきたいと思いますので、ご連絡させ

ていただくかもしれませんが、宜しくお願いいたします。

もう一つ、今年度は、日本語教室がコロナ禍の状況で、どういう風に自分たちの活動を考えていけば良いか、ということが主なテーマでした。

名古屋国際センターと協働して、年7回、研修会・交流会を開いておりますが、今年度は6月の交流会のテーマがそれで、12月のシンポジウムにおいても、コロナ禍の工夫というようなことがありました。そして、愛知県の協力を得て、4回研修会を行っていますが、こちらでは4回とも、残り一回は今月の27日に実施するのですけれども、コロナ禍における教室活動、または2月に行うのは、技能実習生のコロナ禍での状況のアンケート調査の結果を踏まえて行うという内容になっています。そのような状況にあります。名古屋市さんがやっている今年度の体制整備事業では、主にオンラインで教室を開いていくための支援という研修が中心になりました。今日は、名古屋市さんがご欠席ですので、そういったことも併せてお知らせしたいと思います。

先ほど、別の委員からのお話にもあったと思いますが、私も日本語支援は、労働と生活と密接に結びついていて、保護者が子供の教育にどのように関与できるかというのは、労働環境に大変関係があるわけですね。なので、その部分の調整が出来ないと、ほとんど子供の支援が出来ないという状況にあります。そして、生活については、日本語教育の内容そのものが、生活ということになり、そこも密接に関わりがあると思っておりますので、今後とも、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。皆さまから大変貴重な情報提供をいただき、ありがたいと思っております。予定の時刻を少々過ぎておりますが、最後、議事(5)の「質疑応答」が残っております。ただいまの発表ですとか、先ほどの事務局からの説明など、全体を通じてご質問や、最後にどうしても言いたいことがあるというような方がいらっしゃれば、挙手いただきたいと思いますが、いかがですか。宜しいでしょうか。ありがとうございました。

新型コロナウイルスというのが、昨今大きな話題となっております、外国人の方を取り巻く状況が、非常に大きく変化をしているという風に思っております。今回の協議会の中にありますWGの労働環境ですとか、生活環境、日本語教育・日本語学習について、更なる充実が求められているのかなと思っておりますので、県の方もしっかりとやってまいりますし、また皆さまと力を合わせて情報交換をしながら、より良い愛知の実現を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了します。どうもありがとうございました。